

越前市国民健康保険税

国民健康保険は、みなさんがお金(保険税)を出し合い、病気やけがをしたときの医療費などにあてる支え合いの制度です。皆さんがあなたの保険税は、国民健康保険の大切な財源です。

国民健康保険の納税義務者は『世帯主』です(地方税法第703条の4)

令和6年度の国民健康保険税を決定いたしましたので別添のとおり通知いたします。

世帯主が国民健康保険に加入していない場合も、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、納税義務者は世帯主となります。(世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、加入者宛に別途金額をお知らせする通知は行っておりません。)

今回の通知書は、令和6年4月～令和7年3月分の保険税についてのお知らせです。(既に脱退手続きを行っている場合も、4月～6月に国民健康保険に加入している場合は加入期間に応じて納税義務が発生します。)

国民健康保険税の計算方法の改正について

●資産割の廃止

加入者の固定資産税額に応じて課税していた資産割は、令和6年度から廃止となりました。

●賦課限度額の変更

後期高齢者支援金分の賦課限度額が24万円に引き上げされました。

●所得による軽減額の計算方法の変更

低所得世帯に対する均等割と平等割の軽減について計算方法を変更しました。

変更後の計算方法は、納税通知書2ページの「課税について 4」をご覧ください。

納付について

納付書が同封されている場合は、期別ごとの納付額をそれぞれの納期限までに納めてください。全納用の納付書を使って一年分を一括で納めることもできます。口座振替の場合は各振替日(全納は第1期振替日)にご登録の口座から引き落としいたします。

所得の申告は忘れずにしてください

令和5年分の所得の申告はお済みですか。未申告の場合、保険税軽減制度の判定ができないため、低所得世帯の場合でも軽減措置が適用されず、保険税額が高くなることがあります。

令和6年1月2日以降に転入された方

保険税算定に必要となる所得を把握するため、転入前の自治体に所得照会を行っています。照会には日数を要するため、通知書発行までに所得の確認が間に合わない場合は、所得がないものとして計算した通知書を送付いたします。**所得状況の確認が完了し再度算定した結果、保険税額が変更となる場合には、更正通知書を送付いたします。**

特別徴収(年金からの天引き)について

加入者の負担を削減するため、以下の要件にすべて該当する場合は特別徴収(年金からの天引き)の方法によって保険税を納付していただきます。

●特別徴収の要件

- ①世帯主が国民健康保険の加入者である
- ②世帯主の介護保険料が特別徴収(年金からの天引き)である
- ③国民健康保険に加入している世帯員全員が65歳以上75歳未満である
- ④世帯主の年金額が18万円以上である
- ⑤介護保険料と国民健康保険税を合わせた天引き額が1回あたりの年金受給額の2分の1を超えていない

※年度中に75歳になられる国民健康保険加入者がいる場合、普通徴収(納付書払いまたは口座振替)になりますので納付忘れの無いようご注意ください。

※要件に1つでも該当しなくなった場合は、特別徴収は中止となり、普通徴収に切り替わります。

今年度から特別徴収の要件に該当する場合

10月の年金支給時より国民健康保険税が天引きされます。

特別徴収が継続される場合

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
原則令和6年2月と同額を年金から天引きします。 ※税額の変動が大きくなることが見込まれる場合、年間を通して天引きされる額がなるべく均等となるよう、6月・8月の税額を調整することがあります。(平準化)			今年度の年税額が確定した後、算定された税額から既に徴収した4月～8月の仮徴収税額を差し引いた残額を3回に分けた額が年金から天引きされます。 <u>翌年度の仮徴収税額については納税通知書1頁「来年度の公的年金からの特別徴収税額(仮徴収分)」をご覧ください。</u>		

特別徴収の方で、今回の通知以後、年度途中に保険税額が変更となる場合

- ・年度途中に増額となつた場合…特別徴収は継続し、増額分は普通徴収で納めていただきます。
- ・年度途中に減額となつた場合…特別徴収から普通徴収へ切り替わります。

特別徴収を中止したい方

これまで滞納なく国民健康保険税を納付していただいている場合、申し出によりお支払いの方法を「特別徴収」から「口座振替」に変更できます。(10月の年金天引きを中止するには、7月末日までに申出が必要です。)

よくあるお問い合わせ

Q1 国民健康保険が昨年より高くなつたのはなぜですか。

- A1
- ・加入者が増えた
 - ・加入者で40歳になった方がいる
 - ・加入者の収入が昨年度と比べて増えた
 - ・加入者や世帯主が所得の申告をしていない

Q2 国民健康保険に加入していないのに納税通知書が届きました。なぜですか。

A2 世帯内に加入者がいる場合

国民健康保険税は、世帯主の方が納税義務者となります。世帯主が国民健康保険に加入していないなくても、ご家族が加入している場合には、納税義務が発生します。

国民健康保険の脱退手続きをしていない場合

国民健康保険を脱退する場合はお手続きが必要です。社会保険等に加入した場合は、必ず国民健康保険の脱退手続きをしてください。

すでに脱退されている場合

4月から6月までの間に国民健康保険に加入されていた場合は、既に脱退された場合でも加入の期間に応じて納税義務が発生します。

Q3 加入者ごとに納付書を分けてもらえますか。

A3 加入者ごとに納付書を分けることはできません。

年税額の加入者ごとの按分は「納税通知書4ページ(個人明細書)」の算出額を参考にしてください。
なお、個人明細書には平等割額は含まれていませんので個人明細書の合計額と世帯の年税額は一致しません。

お問い合わせ先

加入・脱退について	保険年金室(市役所④保険・年金)	22-3002
課税について	税務課(市役所⑩税の窓口)	22-3014
納税・口座振替について	税務課(市役所⑩税の窓口)	22-3015

